

## 地方行政サービス改革の取組状況等(平成30年4月1日現在)

自治体コード	都道府県名	市区町村名	類似団体区分
093432	栃木県	茂木町	町村 III-1

(1)民間委託		【参考】	
直営(※)	今後の対応方針【直営(※)を選択した団体のみ回答】	類似団体委託率	全国(市区町村)委託率
		100.0%	99.7%
		100.0%	98.6%
		83.3%	91.2%
		90.9%	94.2%
		86.5%	88.1%
		97.7%	97.9%
		98.0%	96.9%
		57.6%	68.3%
		89.8%	91.2%
		35.0%	35.1%
		100.0%	99.1%
		93.3%	96.9%
		93.3%	98.8%
		100.0%	99.9%
		100.0%	99.5%
		98.2%	97.7%
		100.0%	98.2%

※平成30年4月1日現在において、直営で専任職員を置いている団体

(2)指定管理者制度等の導入		【参考】				
公の施設数	制度導入施設数	導入率	前年度以降、導入が進んでいない理由	自治体職員を常駐で配置している事に対する考え方	類似団体委託率	全国(市区町村)委託率
1	1	100.0%			25.0%	39.2%
4	4	100.0%			28.1%	46.9%
0	0				23.1%	49.1%
0	0				0.0%	13.2%
1	1	100.0%			88.6%	87.8%
0	0				94.3%	76.3%
1	1	100.0%			53.1%	58.7%
0	0				66.7%	74.1%
0	0				0.0%	63.6%
0	0				0.0%	48.5%
0	0				48.6%	41.7%
9	0	0.0%	直営で運営する方針のため		4.8%	13.8%
1	0	0.0%	数少ない件数が少いため		21.5%	38.0%
0	0				9.1%	22.0%
1	0	0.0%	生涯学習課図書文化係の事務室としても活用しているため、現在のところ導入予定なし		7.3%	18.4%
0	0				16.3%	28.0%
1	0	0.0%	平成30年度から、生涯学習課学校教育係・社会教育係の事務室として活用しているため、自治体職員を常駐で配置しているため、導入予定なし		5.3%	22.2%
0	0				15.6%	51.1%
0	0				58.8%	48.2%
0	0				75.0%	74.2%
0	0				22.2%	50.5%
1	0	0.0%	保健福祉課健康係の事務室として活用しているため、導入予定がない		43.9%	53.6%
4	0	0.0%	指定管理者の応募が見込めないため		11.6%	22.7%

(3)窓口業務	
総合窓口の設置 設置状況	設置予定無し → 予定時期
窓口業務の民間委託 委託状況	委託有

BPRの手法を用いた業務分析

取組状況	業務改革効果
------	--------

【参考】			
類似団体		全国(市区町村)	
設置率	委託率	実施率	委託率
6.3%	18.8%	11.9%	22.4%

(4)庶務業務の集約化	
実施状況	委託状況
実施予定無し	委託予定無し

対象部局: 首長部局 | 企業局 | 教育委員会 | その他 | 給与 | 旅費 | 福利厚生 | 財務会計

対象業務: 庶務

【参考】

類似団体		全国(市区町村)	
実施率	委託率	実施率	委託率
15.6%	0.0%	27.2%	2.8%

BPRの手法を用いた業務分析

取組状況	業務改革効果
------	--------

(5)自治体情報システムのクラウド化	
実施済	○
実施予定	
検討中	
未実施	

実施済: 類型(自治体クラウド/単独クラウド) | 実施時期(平成25年度) | 自治体クラウドへの移行時期(平成39年度以降)

実施予定: 類型(自治体クラウド/単独クラウド) | 実施予定時期

検討中: 検討状況

未実施: 実施しない理由

【参考】	
実施率(類似団体)	
自治体クラウド	単独クラウド
35.9%	34.4%
全国	
23.6%	38.3%

(6)公共施設等総合管理計画	
策定済	○
策定予定	
策定予定時期	

【参考】

類似団体		全国(市区町村)	
策定割合	策定割合	策定割合	策定割合
100.0%	99.6%		

(7)地方公会計の整備	
統一的な基準による財務書類の作成状況(一般会計等財務書類)	作成済
作成済	○
作成予定	
作成完了予定年度	

【参考】

類似団体		全国(市区町村)	
作成割合	作成割合	作成割合	作成割合
68.8%	82.8%		

(注1)統一的な基準による地方公会計については、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で整備するように要請されているが、当該調査の基準日はその初年度の開始時点である。

(注2)「作成済」の※印は、平成29年度決算から取引の都度、伝票単位ごとに仕訳を行う方法(日々仕訳)により平成30年度中に財務書類の作成を行う団体